平成２７年（フ）第８３８号
東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目17番５号セレーナ吉祥寺105
破産者　工藤　　誠
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３６号
神奈川県藤沢市高倉1196番地の１
破産者　匠不動産設計株式会社
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６４号
横浜市港南区芹が谷１丁目26番23―307号
破産者　有限会社ユニット
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７６５号
横浜市旭区上白根２丁目57番
破産者　有限会社ＡＵＴＯ　ＫＩＮＧ
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０５号
静岡市清水区鳥坂876番地の３
破産者　株式会社ネオテック
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５８号
福岡県久留米市北野町十郎丸1345番地の１
破産者　東九建設株式会社
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６７０号
北九州市小倉北区熊本１丁目６番６―201号
破産者　飯盛　憲治
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５３号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根６番地
破産者　高杉加津子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１７３号
茨城県水戸市大町３丁目４番36―905号　大町マンション、旧住所茨城県水戸市栄町１丁目３番７―101号　栄町丸二ビル
破産者　山本　秀一
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１８号
茨城県水戸市笠原町1661番地の22
破産者　江崎　晴美
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３号
山梨県笛吹市石和町河内1046番地26
破産者　棚澤　宏之
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
山梨県笛吹市石和町河内1046番地26
破産者　棚澤　久長
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
山梨県笛吹市石和町唐柏147番地　荻野住宅11号
破産者　岩下　麻子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９２号
札幌市手稲区前田５条11丁目２番６号
破産者　岡田　泰広
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８２号
札幌市西区八軒３条東３丁目４番18号
破産者　内田　里砂（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
山形県酒田市広野字中通２番地
破産者　大川　　格
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第７４号
茨城県北茨城市磯原町上相田811番地の59
破産者　有賀　浩之
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第８０号
茨城県北茨城市華川町上小津田520番地の５
破産者　神山　春子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第８９３号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館101号
破産者　永井トシ子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８６号
埼玉県川口市戸塚３丁目29番10―103号　コスモ川口戸塚けやき通り
破産者　小宮理絵子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係